

仁木町移住支援金交付要綱

令和3年7月28日仁木町告示第59号

(趣旨)

第1条 この要綱は、「北海道人口ビジョン・北海道創生総合戦略」及び「仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、仁木町内への移住・定住の促進等に資するため、北海道と共同して行うU I Jターン新規就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から仁木町に移住した者が、マッチング支援対象の求人充足して定着に至った場合、起業支援金の交付決定を受けた場合又はテレワークにて移住元での業務を継続する場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。当該移住支援金の交付については、北海道U I Jターン新規就業支援事業実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の対象者は、次の第1号の要件を満たし、かつ、第2号、第3号又は第4号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第5号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 令和2年4月9日以降に仁木町に転入したこと。
- (イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- (ウ) 仁木町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) その他北海道及び仁木町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先について、北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

と。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別のプロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) 起業に関する要件

仁木町に転入後1年以内に、北海道が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(4) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和2年4月9日以降に仁木町に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において仁木町に転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の予備登録申請)

第4条 移住支援金の申請を予定している者は、前条第1号の要件を満たし、かつ、前条第2号、第3号又は第4号の要件に該当する見込みであることを確認し、前条第2号に該当する対象法人に就業する場合は、就業後1か月以内に、前条第3号に規定する起業を行う場合又は前条第4号に規定するテレワークを行う場合は、転入後1か月以内に仁木町移住支援金交付予備登録申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請を行った者は、前条に規定する対象者要件を満たしたときは、速やかに次条に規定する申請を行うものとする。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の申請者は、仁木町移住支援金交付申請書（様式第2号）、移住支援金の交付申請に関する誓約書（様式第3号）、個人情報の取扱いに関する誓約書（様式第4号）、就業証明書（様式第5-1又は第5-2号）のほか別表に従い、第3条第1号の要件を満たし、かつ第3条第2号、第3号又は第4号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第3条第5号の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定通知)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに仁木町移住支援金交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知する。

2 前項に規定する審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（移住支援金の交付）

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、仁木町移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第7号。以下「再交付願」という。）を町長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第9条 町長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに仁木町移住支援金交付決定通知書（再交付）（様式第8号）により、申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第10条 北海道及び仁木町は、北海道U I Jターン新規就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の申請者及び支援対象企業に対して、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第11条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び仁木町が認めた場合はこの限りではない。

（1） 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 前条に定める報告又は立入調査に応じない場合

ウ 移住支援金の申請日から3年未満に仁木町から転出した場合

エ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

オ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（2） 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に仁木町から転出した場合

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、北海道と仁木町が協議して定める。

別表（第5条関係）

1 提出必須の書類	(1) 写真付き身分証明書の写し
	(2) 転入前の住所地の世帯全員の住民票等要綱第3条第1項第1号に規定する移住元に関する要件を満たすことがわかる書類
	(3) 転入後の世帯全員の住民票
	(4) 転入前の市区町村における最近1か年の市区町村税の滞納がないことを証する書類
	(5) 移住元において、東京23区内で勤務又は通勤していたことを証する書類 ア 被雇用者の場合 在職証明書など移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類 イ 個人事業主の場合 開業届出済証明書、開業届の控え、業務委託契約書など移住元での業務内容が確認できる書類
	(6) その他町長が必要と定めるもの
2 移住支援金（起業の場合） 申請者のみ提出が必要な書類	起業支援金の交付決定通知書

仁木町長 様

年 月 日

仁木町移住支援金交付予備登録申請書

仁木町移住支援金交付要綱に基づく要件を満たす予定であるため、事前に移住支援金の予備申請をいたします。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	<input type="checkbox"/>	単身	<input type="checkbox"/>	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
					本申請予定日： 年 月 日	
移住支援金の種類	<input type="checkbox"/>	就業	<input type="checkbox"/>	起業	<input type="checkbox"/>	テレワーク

3 確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

マッチングサイトに掲載されている企業に就業し、移住要件を満たしている	<input type="checkbox"/>	A. 該当する	<input type="checkbox"/>	B. 該当しない
------------------------------------	--------------------------	---------	--------------------------	----------

※ 移住支援金の種類のうち、就業を選んだ場合のみ該当する欄に○を付けてください。

管理コード（北海道及び仁木町使用欄）	
--------------------	--

注意事項

（移住された方へ）

- ・仁木町あてに本書を提出しなかった場合は、移住支援金の事前の手配ができず、申請時に移住支援金を支給できない場合があります。
- ・また、就業後3か月経過後、又は起業支援金交付決定後又はテレワーク移住後には、速やかに必ず本申請を行っていただきますよう、お願いいたします。

（企業様へ）

- ・就業された方が移住支援対象の資格を有した方である場合、本紙をお渡しいたき、仁木町あてに届出をするよう申し伝えのほど、お願いいたします。
- ・移住支援対象となりうる就業者がいらっしゃるにもかかわらず、申し伝えただかずに就業者が資格を喪失した場合、今後マッチングサイト掲載について見直しとなる可能性があります。

仁木町長 様

年 月 日

仁木町移住支援金交付申請書

仁木町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の 人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業	テレワーク	

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

様式第3号「移住支援金の交付申請に関する誓約書」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
様式第4号「個人情報の取扱いに関する誓約書」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、仁木町に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 （東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴

※ 直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

管理コード（北海道及び仁木町使用欄）	
--------------------	--

年 月 日

仁木町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書(移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの 経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル 人材事業又は先導的人 材マッチング事業を利 用している場合のみ	目標達成後に離職することが前提ではない
	<input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

北海道UIJターン新規就業支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、北海道及び仁木町の求めに応じて、北海道及び仁木町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

仁木町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書(移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

北海道UIJターン新規就業支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、北海道及び仁木町の求めに応じて、北海道及び仁木町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様

仁木町長

仁木町移住支援金交付決定通知書

仁木町移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 金 円

（備考）

- 仁木町は、仁木町移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・報告又は立入調査に応じない場合：全額
 - ・申請日から3年未満に仁木町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に仁木町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 仁木町は、北海道U I J ターン新規就業支援事業実施要領及び仁木町移住支援金交付要綱の規定に基づき、北海道U I J ターン新規就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット35地域活性化（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

仁木町移住支援金交付決定通知書再交付願

年 月 日

仁木町長 様

住所
氏名

印

下記の理由により仁木町移住支援金の交付決定通知書を再交付願いたく申請します。

記

1 事 由

- 毀損()
- 紛失()
- 記載事項の変更()
- その他()

様

仁木町長

仁木町移住支援金交付決定通知書（再交付）

仁木町移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 金 円

（備考）

- 1 仁木町は、仁木町移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・報告又は立入調査に応じない場合：全額
 - ・申請日から3年未満に仁木町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に仁木町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 仁木町は、北海道UIJターン新規就業支援事業実施要領及び仁木町移住支援金交付要綱の規定に基づき、北海道UIJターン新規就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット35地域活性化（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の仁木町移住支援金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後に仁木町に転入した者について適用し、同日前に本町に転入した者については、なお従前の例による。